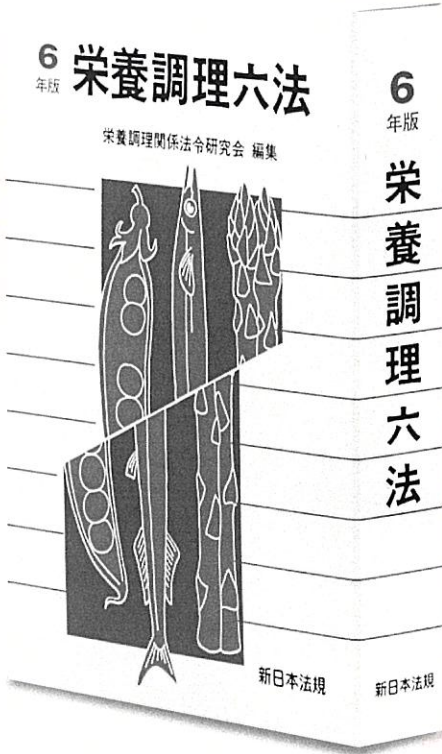


最新の栄養・調理関係法令・通知を収録!!

令和6年版

栄養調理六法



すいせん (公社) 日本栄養士会 代表理事会長 中村 丁次
 (公社) 日本調理師会 会長 戸塚 雄三
 (一社) 全国栄養士養成施設協会 会長 滝川 嘉彦
 (公社) 全国調理師養成施設協会 会長 服部 幸應

編集 栄養調理関係法令研究会

本年版の**特色**

栄養士法施行規則などの改正を織り込んだ**最新版!!**
 「令和5年度『食育月間』実施要綱」など
 3件の法令・通知を新規登載!!

☎ **0120-089-339** (通話料無料)
 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

※本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度(グリーン購入法適用)を使用しております。

A5判 ケース付 総頁1,820頁
 定価6,600円 (本体6,000円)
 送料570円
 ISBN978-4-7882-9247-5



詳しくはコチラ!

内容見本 (A5判縮小)

第1編 栄養士 第1章 通則 3

第1編 栄養士

第1章 通則

○栄養士法

(昭和22年12月29日 法律第245号)

改正	昭25・3・27法 17	平5・6・18法 74
	同27・7・31同248	同11・12・22同160
	同28・8・15同213	同12・4・7同 38
	同37・9・13同158	同13・6・29同 87
	同44・6・25同 51	同19・6・27同 96
	同60・6・25同 73	令4・6・17同 68

【編注】 令4法68による改正は、刑法等一部改正法施行日から施行されるので、
 該当条文末尾に【編注】として改正文を掲げた。

【定義】

第1条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

② この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

【栄養士の免許】

第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

② 養成施設に入所することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に規定する者とする。

③ 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

【参照】 1項「厚生労働大臣の指定」= 栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の養成施設指

は し が き

急速に人口の高齢化が進展する中で、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、生活習慣病の発症予防やその進行防止により、国民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上が重要な課題となっております。

そのため、国においては、国民一人一人が食生活、運動、休養、喫煙、飲酒といった生活習慣の改善に対する自覚を持ち、健康づくりを積極的に実践できるよう、具体的な目標を盛り込んだ「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進してきました。

また、平成15年には、健康増進法が施行されたことにより、生涯を通じた健康づくりを総合的に推進しているところで。

そして平成25年度から始まった新たな計画として「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」を推進しています。

さらに、国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるように食育の推進に取り組むことが求められており、平成17年には、食育基本法が施行され、令和3年3月に国民が自ら食育を推進することを旨とした第4次食育推進基本計画が策定されました。

このことから、本書では管理栄養士、栄養士及び調理師に関する身分法のほか、栄養改善、健康づくり、生活習慣病予防対策に関する法規及び食品衛生や医療・介護・福祉分野など関連が深い法規等を収集して、分類整理したものです。

栄養・調理の業務に従事される方々をはじめ、都道府県、市町村の行政担当者など、多くの方々に広く利用され、栄養調理関係法令等についての知識の普及と正しい理解の一助になることを願ってやみません。



掲載内容

第1編 栄養士

第1章 通則

- 栄養士法
- 栄養士法施行令
- 栄養士法施行規則
- 管理栄養士学校指定規則
- 栄養士法及び栄養士法施行規則の運用に関する件（抄）
- 栄養士法等の一部を改正する法律等の施行について（抄）
- 管理栄養士学校指定規則の施行について
- 栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律の施行について
- 栄養士法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（抄）
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行について（抄）
- 栄養士法の一部を改正する法律について
- 中央省庁再編に伴う各個別作用法等の改正等について
- 栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について
- 管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について
- 管理栄養士養成施設に係る事務の取扱権限の改正について
- 管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について

第2章 養成施設

第3章 資格・試験

第2編 調理師

第1章 通則

- 調理師法
- 調理師法施行令
- 調理師法施行規則
- 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令
- 調理師試験基準
- 調理師法施行規則第17条第3号の規定に基づき同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の技術を有する者
- 調理師法施行規則第18条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者
- 調理師法施行規則第18条の規定に基づき、調理技術の審査の実技試験に合格した者と同等以上の技能を有する者及び実技試験の免除の範囲
- 調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 調理師法の一部を改正する法律等の施行について
- 調理師法施行規則の一部改正等について
- 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律の施行について
- 調理師法施行規則の一部改正等について
- 調理師法の一部を改正する法律等の施行について
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（抄）
- 調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行について（抄）
- 中央省庁再編に伴う各個別作用法等の改

正等について

- 調理技術に関する審査の事務を行う団体等を指定する省令の一部を改正する省令の施行について
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う調理師法関係法令の改正について

第2章 養成施設

第3章 資格・試験

第3編 健康増進

第1章 通則

第2章 栄養改善・栄養指導

第3章 健康づくり

第4章 特定給食

第5章 たばこ対策

第6章 特別用途表示

第4編 給食

第1章 病院給食

第2章 学校給食

第3章 その他の給食

第5編 食品衛生・規格

第1章 食品衛生

第2章 規格

第6編 関係法令

第1章 保健

第2章 医療保険

第3章 介護保険

第4章 障害者総合支援

第5章 その他

第7編 参考

第1編第1章と第2編第1章の細目次を掲載し、第1編の第2・3章と第2編の第2・3章、第3編から第7編までの細目次は省略してあります。

新規登載された 法令・通知

- 令和5年度「食育月間」実施要綱

など3件

一部改正された 法令・通知

- 栄養士法施行規則
- 調理師法施行規則
- 特定保健用食品の表示許可等について
- 特別用途食品の表示許可等について
- 食品衛生法施行規則

など30余件